

京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年12月24日京都市条例第32号）（教育委員会事務局総務部教職員人事課）

本市の他の常勤職員の給与を改定することとするに伴い、管理用務員の給与について、次の措置を講じることとしました。

1 給料表の改定

管理用務員給料表を改定します。

2 現給保障措置の廃止

平成19年4月1日に実施した給与構造の見直しによる給料表の切替えに伴う経過措置について、平成27年4月1日から支給額を段階的に減額し、平成29年3月31日をもって廃止します。

1の措置は平成26年4月1日から、2の措置は平成27年4月1日から実施することとしました。

京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成26年12月24日

京都市長 門川大作

京都市条例第32号

京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例  
(京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例の一部改正)

第1条 京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

管理用務員給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	133,500	198,900	248,200
2	134,800	200,600	250,100
3	136,100	202,300	252,000
4	137,400	204,000	253,900
5	138,800	205,800	255,600
6	140,200	207,500	257,500
7	141,600	209,200	259,400
8	143,000	210,900	261,300
9	144,400	212,700	263,100
10	146,000	214,400	265,000
11	147,600	216,100	266,800
12	149,200	217,800	268,700
13	150,600	219,600	270,600

14	152,200	221,300	272,500
15	153,800	223,000	274,400
16	155,400	224,700	276,200
17	156,800	226,500	278,200
18	158,400	228,300	280,200
19	160,000	230,100	282,200
20	161,600	231,900	284,200
21	163,000	233,400	286,100
22	164,600	235,000	288,100
23	166,200	236,700	290,100
24	167,800	238,400	292,100
25	169,300	240,300	294,100
26	170,900	242,200	296,100
27	172,500	244,000	298,000
28	174,100	245,900	300,000
29	175,600	247,700	302,100
30	177,200	249,700	304,100
31	178,800	251,700	306,100
32	180,400	253,700	308,100
33	182,000	255,500	310,200
34	183,600	257,500	312,200
35	185,200	259,500	314,300
36	186,800	261,500	316,400
37	188,500	263,300	318,300

38	190,100	265,300	320,400
39	191,700	267,200	322,600
40	193,300	269,200	324,700
41	195,000	271,100	326,500
42	196,600	273,000	328,700
43	198,200	275,000	330,700
44	199,800	277,000	332,900
45	201,400	278,900	334,700
46	202,900	280,900	336,900
47	204,500	282,900	339,200
48	206,100	284,900	341,500
49	207,700	286,800	343,500
50	209,300	288,800	345,500
51	210,900	290,800	347,700
52	212,500	292,700	349,900
53	214,000	294,800	351,900
54	215,600	296,800	353,700
55	217,100	298,800	355,800
56	218,700	300,800	357,900
57	220,300	302,800	360,100
58	221,900	304,700	362,100
59	223,300	306,700	364,000
60	224,900	308,700	366,000
61	226,600	310,800	367,600

62	228,100	312,800	369,300
63	229,700	314,800	371,000
64	231,300	317,000	372,700
65	232,900	319,100	374,400
66	234,400	321,200	375,600
67	236,000	323,200	376,800
68	237,600	325,200	377,800
69	239,200	327,200	378,700
70	240,700	328,900	379,700
71	242,300	330,400	380,700
72	243,900	332,200	381,800
73	245,500	334,000	382,600
74	247,000	335,600	383,500
75	248,600	337,300	384,400
76	250,200	339,000	385,300
77	251,800	340,800	386,000
78	253,400	342,500	386,800
79	255,000	344,200	387,600
80	256,600	345,900	388,400
81	258,100	347,500	389,200
82	259,700	348,900	390,000
83	261,300	350,300	390,900
84	262,900	351,700	391,700
85	264,400	352,900	392,400

86	266,000	354,100	393,000
87	267,500	355,300	393,600
88	269,100	356,500	394,200
89	270,700	357,800	394,600
90	272,200	358,700	395,200
91	273,700	359,600	395,800
92	275,200	360,500	396,400
93	276,600	361,200	396,800
94	278,100	362,000	397,400
95	279,600	362,900	398,000
96	281,100	363,700	398,600
97	282,400	364,400	399,000
98	283,900	365,200	399,600
99	285,400	366,100	400,200
100	286,900	366,800	400,800
101	288,200	367,500	401,200
102	289,200	368,200	401,800
103	290,200	369,000	402,400
104	291,200	369,800	403,000
105	292,000	370,400	403,400
106	292,800	371,000	404,000
107	293,600	371,600	404,600
108	294,100	372,200	405,200
109	294,800	372,600	405,600

110	295,000	373,200
111	295,500	373,700
112	296,000	374,300
113	296,400	374,700
114		375,300
115		375,900
116		376,500
117		376,800

(京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成19年3月28日京都市条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第6項各号列記以外の部分中「除く。）には」の右に「、平成29年3月31日までの間」を、「相当する額」の右に「(以下「差額相当額」という。)(平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあっては差額相当額に3分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）、同年4月1日から平成29年3月31日までの間にあっては差額相当額に3分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額))」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)